

議員提出議案第 8 号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 8 日

渋川市議会議長 安 川 信 之 様

提出者 教育福祉常任委員会
委員長 加 藤 幸 子

別紙

議員提出議案第 8 号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の新設など教職員定数改善が不可欠です。

令和 3 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

渋川市議会議長 安 カ 川 信 之

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣